

「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の概要 ①

I 基本的事項

1 計画策定の背景

- 平成 27 年 12 月に COP21 で「パリ協定」が採択（世界 196 の国・地域が参加する新たな枠組み）
- 平成 28 年 5 月に国が「地球温暖化対策計画」を閣議決定（2030 年度目標：2013 年度比 26.0%削減）
- 平成 28 年 11 月に「パリ協定」発効

2 計画策定の趣旨

- 国対策に加えて県独自の取組を積極的に盛り込み、中長期的に国目標を上回る温室効果ガスの削減を目指す。
- 県が取り組む施策を明らかにし、県民・事業者・行政等様々な主体の参画と協働のもと取組を着実に進めることにより、我が国の低炭素社会づくりをリードしていく。

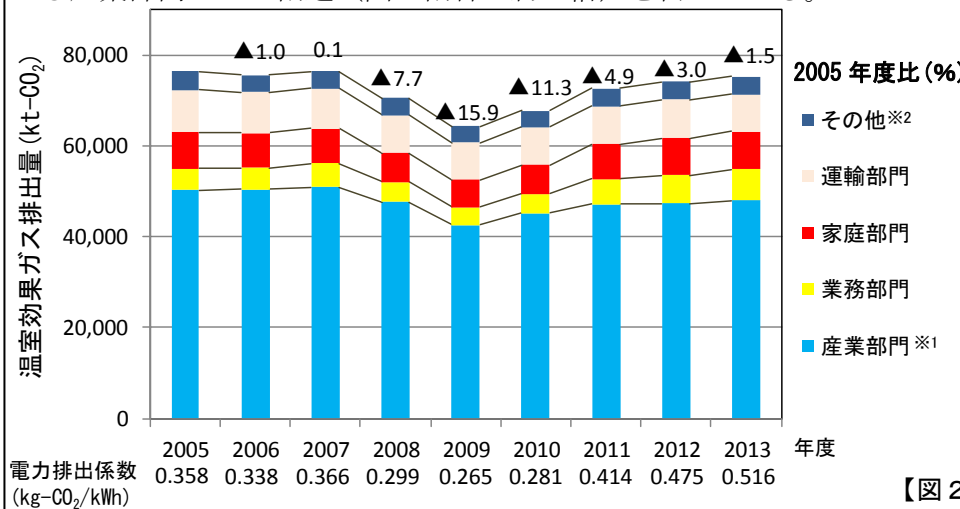
3 計画の対象期間

- 計画対象期間は 2030(平成 42)年度までとする。ただし、2020(平成 32)年度に中間目標を置き、その取組状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

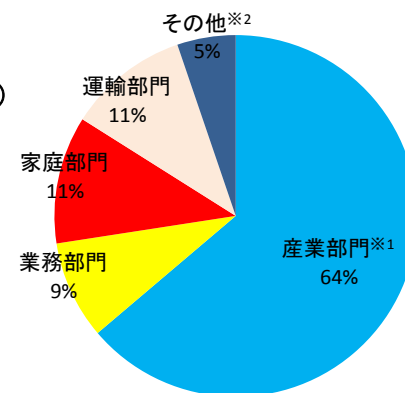
II 現状

1 本県の温室効果ガス排出量

- 2013 年度排出量は、75,182kt-CO₂であり、節電の取組が進んだものの、原発の停止に伴う電力排出係数の増加により第 3 次計画（2020 年度目標：2005 年度比▲6%）の基準年度である 2005 年度比▲1.5%（ただし、電力排出係数を 2005 年度に統一した場合は▲9.8%）
- 産業部門^{※1}が 6 割超（国の割合の約 2 倍）を占めている。



【図 1 温室効果ガス排出量の推移】



【図 2 2013 年度部門別排出量の割合】

【表 1 再生可能エネルギー導入状況(累計)】

2 再生可能エネルギー導入容量

- 「2020 年度末までに新たに 100 万 kW 導入(2012 年度末比)」の目標は、2015(平成 27)年 9 月末に達成。
- 2015 年度末時点の新たな導入設備容量は約 121 万 kW(累計約 170 万 kW)。9 割近くを太陽光発電が占める。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
住宅用太陽光発電	219 [45%]	269 [32%]	304 [24%]	338 [20%]
非住宅用太陽光発電	71 [14%]	352 [43%]	756 [60%]	1,149 [67%]
風力発電	55 [11%]	55 [7%]	55 [4%]	55 [3%]
小水力発電	4 [0.9%]	4 [0.5%]	4 [0.3%]	4 [0.3%]
バイオマス発電	87 [18%]	87 [11%]	88 [7%]	104 [6%]
ごみ発電	55 [11%]	56 [7%]	58 [5%]	58 [4%]
導入設備容量合計	491	824	1,266	1,709

III 計画の目標

1 温室効果ガス削減目標

国内外の動きを受け、2013(平成 25)年度を基準年度とした 2030(平成 42)年度の温室効果ガス削減目標を設定するとともに、第 3 次計画で定めた 2020(平成 32)年度の削減目標を中間目標とする。

【最終：2030 年度温室効果ガス削減目標】

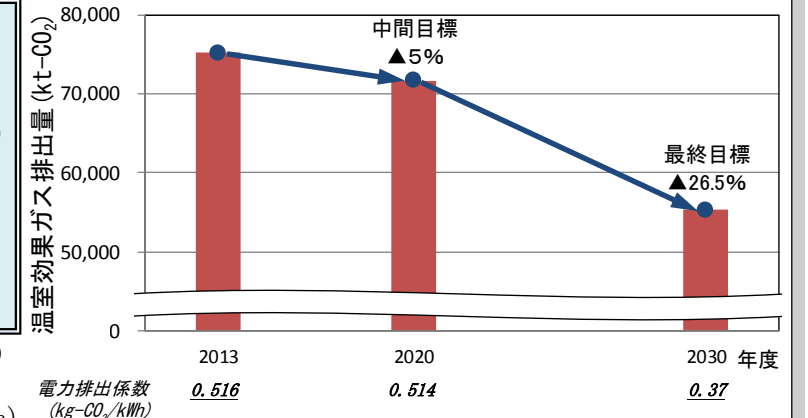
2013 年度比で 26.5%削減^(注 1)
(1990 年度比 24.9%削減、2005 年度比 27.6%削減)

【中間：2020 年度温室効果ガス削減目標】

2013 年度比で 5%削減^(注 2)
(1990 年度比 3%削減、2005 年度比 6%削減)

(注 1) 2030 年度の電力排出係数を 0.37(kg-CO₂/kWh)と仮定(国計画の想定と同様)

(注 2) 2020 年度の電力排出係数を 0.514(kg-CO₂/kWh)と仮定(関西電力(株)2012 年度(クレジット等調整前)と同様)



【図 3 温室効果ガス削減目標】

【表 2 2013 年度実績及び 2030 年度目標の温室効果ガス排出量の内訳と部門毎の削減率の目安】

部門	2013年度【実績】	2030年度【削減目標】		(参考)国の目標 2013比	
	排出量(kt-CO ₂)	排出量(kt-CO ₂)	2013比		
エネルギー 起源CO ₂	産業部門 ^{※1}	47,952	38,489	▲ 19.7%	▲ 10.6%
	業務部門	6,815	3,822	▲ 43.9%	▲ 39.8%
	家庭部門	8,364	4,766	▲ 43.0%	▲ 39.3%
	運輸部門	8,128	5,941	▲ 26.9%	▲ 27.6%
その他 ^{※2}	3,923	3,188	▲ 18.7%	▲ 12.1%	
計(A)	75,182	56,206	▲ 25.2%	▲ 23.4%	
吸収源による吸収量(B)	-	▲ 958	▲ 1.3%	▲ 2.6%	
吸収量含む計(A+B)	75,182	55,248	▲ 26.5% ^{※3}	▲ 26.0%	

※1 エネルギー転換部門を含む ※2 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等

※3 ▲26.5%の内訳：国計画に基づく削減▲16.2%、電力排出係数の低下(0.516→0.37)等による削減▲6.4%、県独自対策による削減▲3.9%

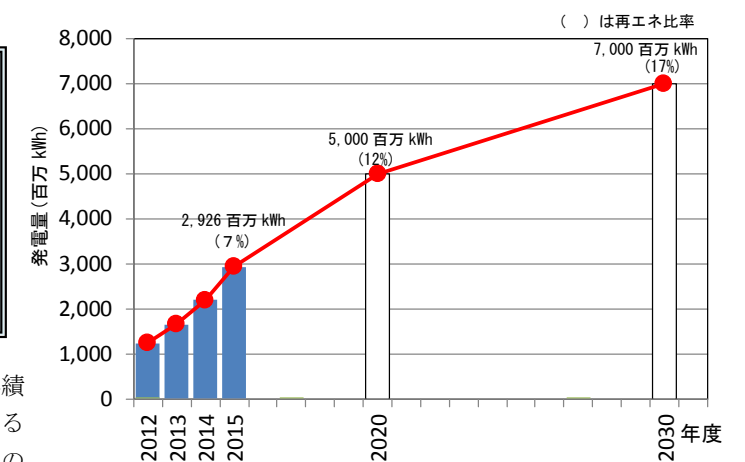
2 再生可能エネルギー導入目標

第 3 次計画に掲げた導入目標を早期に達成したことから、導入目標を新たに設定する。

【2030 年度再エネ導入目標】
再生可能エネルギーによる発電量 70 億 kWh
(再エネ比率[※]約 17%)

【2020 年度再エネ導入目標】
再生可能エネルギーによる発電量 50 億 kWh
(再エネ比率[※]約 12%)

※2020 年度及び 2030 年度の県内年間消費電力量を 2013 年度実績並と想定した場合の再生可能エネルギーによる発電量が占める割合。なお、国の 2030 年度における再生可能エネルギー比率の見込み(22~24%)は、既設の大規模水力発電を 8%程度含む。



【図 4 再生可能エネルギー導入目標】

IV 施策展開のための6つの方針に基づく施策体系表

以下の体系表の方針1～6に基づき施策展開を図り、県民・事業者・団体及び国・市町等の参画と協働のもと計画を推進していく。

方針1 日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減

【産業・業務部門】

- 1 条例・要綱に基づく排出抑制の推進
 - ◆ 温室効果ガス排出抑制計画・報告制度による排出抑制の推進
 - ◆ 温暖化アセス制度による排出抑制の推進
- 2 省エネルギー設備導入の推進
 - ◆ 新たな基金創設による省エネ機器導入促進
 - ◆ CO₂削減協力事業の推進
 - ◆ 省エネセミナー等による普及啓発
 - ◆ 中小規模事業者等への支援
 - ◆ エネルギー使用状況の見える化の促進
- 3 エコオフィス化の推進
 - ◆ 事業者への省エネ等の普及啓発
- 4 県の率先行動
 - ◆ 県の率先的な省エネ化改修の推進

【家庭部門】

- 1 CO₂排出の少ないライフスタイルへの転換
 - ◆ うちエコ診断の推進
 - ◆ エネルギー使用状況の見える化の促進
 - ◆ 家庭への省エネ等の普及啓発
- 2 住宅の省エネ性能の向上
 - ◆ 家庭における高効率エネルギー設備等の促進
 - ◆ 長期優良住宅や低炭素建築物の普及啓発
- 3 地域に根ざした取組の推進
 - ◆ 地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動

【運輸部門】

- 1 条例に基づく排出抑制の推進
 - ◆ 温室効果ガス排出抑制計画・報告制度による排出抑制の推進
- 2 エコドライブの推進
 - ◆ ひょうごエコドライブ推進事業による普及促進
- 3 低公害車の普及
 - ◆ 低公害車の導入促進
 - ◆ 充電設備・燃料供給設備等のインフラ整備
- 4 公共交通の利用
 - ◆ 公共交通ネットワークの充実
 - ◆ 公共交通への利用転換の普及啓発
- 5 モーダルシフト等の促進
 - ◆ 物流のグリーン化
- 6 自動車交通の円滑化
 - ◆ 交通流の円滑化

【その他部門】

- 1 ごみの減量・リサイクルの推進
 - ◆ ごみの減量化推進
 - ◆ 分別収集の促進
 - ◆ リサイクルシステムの構築
- 2 フロン類回収の推進
 - ◆ フロン類の大気排出の抑制
- 3 メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄等に関する取組
 - ◆ 事業所への指導による排出削減

方針2 再生可能エネルギーの導入拡大

- 1 太陽光発電の導入拡大
 - ◆ 低利融資制度による住宅用太陽光発電設備の導入支援
 - ◆ 県の率先導入
- 2 小水力発電の導入拡大
 - ◆ 地域活性化に資する小水力発電の導入支援
 - ◆ 県の率先導入
- 3 バイオマス利用拡大
 - ◆ バイオマスの利活用の促進
 - ◆ 木質バイオマス発電への未利用間伐材等の安定供給の普及
 - ◆ 高効率ごみ発電施設の導入促進
- 4 風力発電の導入拡大
 - ◆ 洋上風力発電の導入可能性検討
- 5 その他の再生可能エネルギーの導入拡大
 - ◆ 温泉や工場排熱を利用したバイナリー発電の導入検討
- 6 全ての再生可能エネルギーに共通する取組
 - ◆ 再生可能エネルギー相談支援センターの運営
 - ◆ 県内再生可能エネルギー導入事例紹介
 - ◆ 地域主導の再生可能エネルギーへの導入支援
 - ◆ 中小規模事業者等への導入支援
 - ◆ 再生可能エネルギーを活用した地産地消型水素利活用事業の検討
 - ◆ 太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るための条例の制定

方針3 低炭素型まちづくりの推進

- 1 都市の低炭素化促進
 - ◆ 「まちづくり基本方針」の推進
 - ◆ 建築物による環境への負担低減
 - ◆ 公共交通の利用促進
- 2 ヒートアイランド対策の推進
 - ◆ 条例に基づく屋上緑化等の推進
 - ◆ 県民まちなみ緑化事業による都市緑化の推進
 - ◆ モニタリングによる都市部の気温分布の把握

方針4 CO₂吸収源としての森林の機能強化

- 1 吸収源としての森林整備
 - ◆ 「資源循環型林業」の構築
 - ◆ 「新ひょうごの森づくり」の推進
 - ◆ 「災害に強い森づくり」の推進
- 2 カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進
 - ◆ 原木の低コスト安定供給体制の整備
 - ◆ 県産木材の利用拡大
 - ◆ 森林ボランティアの育成等を通じた意識醸成
 - ◆ 森林吸収源クレジットの活用

方針5 温暖化からひょうごを守る適応策の推進

- 1 「適応策基本方針」の推進
 - ◆ 「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」の推進
- 2 「適応計画」の策定
 - ◆ 「適応計画」の策定に向けた取組

方針6 次世代の担い手づくり

- 1 環境学習・教育
 - ◆ 学校における地球環境問題等の理解の促進
 - ◆ 地球温暖化防止のための人材育成
- 2 関係機関との連携
 - ◆ 市町・関西広域連合の取組と連携した普及啓発等の推進
 - ◆ 国際的環境関連研究機関等との連携